平成２５年（フ）第２１号
千葉県山武市日向台15番地４、住民票上の住所千葉県山武市井之内667番地１
破産者　岩﨑富美子
１　決定年月日　平成25年６月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第２３８号
神奈川県藤沢市湘南台４丁目６番地の14　ロコ湘南Ⅱ―102
破産者　田付　和彦
１　決定年月日　平成25年６月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３２７号
相模原市中央区矢部４丁目３番４号
破産者　畠中　盛浩
１　決定年月日　平成25年６月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３９６号
横浜市中区蓬莱町２丁目６番地２　ライオンズマンション関内第３―607号室
破産者　佐久間敏之
１　決定年月日　平成25年６月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４８４号
横浜市中区錦町５番地　本牧ポートハイツ２号棟510号室
破産者　金丸　宏子
１　決定年月日　平成25年６月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９５号
山梨県中巨摩郡昭和町築地新居2272番地
破産者　末木　俊六
１　決定年月日　平成25年６月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７０号
静岡県島田市中河318番地の４、旧住所静岡県島田市道悦１丁目５番７号
破産者　一言富士弥
１　決定年月日　平成25年６月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２６７号
埼玉県鶴ヶ島市藤金760―１―111、開始決定時の住所京都市南区西九条東比永城町88番地３
破産者　楠田　朋宏
１　決定年月日　平成25年６月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２６８号
京都市南区西九条比永城町112番地２、開始決定時の住所京都市南区西九条東比永城町88番地３
破産者　楠田　知美
１　決定年月日　平成25年６月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３５２号
茨城県東茨城郡城里町大字石塚2240番地の１エスポワールアベニューＡ棟201号、開始決定時の住所茨城県東茨城郡城里町大字石塚830番地の62
破産者　小堀　清美
１　決定年月日　平成25年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１９００号
札幌市北区新川２条３丁目１番１号　オレンジハウスＤ―102号室、開始決定時の住所札幌市北区新川２条５丁目６番31号　ビリオネラ新川101号
破産者　熊倉　真人
１　決定年月日　平成25年６月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０８９号
札幌市厚別区厚別中央１条３丁目６番10―501号
破産者　寺澤　正明
１　決定年月日　平成25年６月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１０号
青森県三戸郡階上町大字道仏字榊山６番地９、申立時の住所青森県南津軽郡田舎館村大字前田屋敷字南佃５番地３
破産者　斎藤　鈴子
１　決定年月日　平成25年６月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第２８号
青森県弘前市大字新寺町34番地73
破産者　佐々木ちほ子
１　決定年月日　平成25年６月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第２９号
青森県弘前市大字和徳町299番地　ローテローゼ201号、開始決定時の住所青森県弘前市大字新寺町34番地73
破産者　佐々木　潤
１　決定年月日　平成25年６月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第１９号
群馬県沼田市鍛冶町3931番地６
破産者　木内典四郎
１　決定年月日　平成25年６月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２４年（フ）第２０号
群馬県沼田市鍛冶町3931番地６
破産者　木内　秀子
１　決定年月日　平成25年６月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２４年（フ）第２４７号
埼玉県白岡市岡泉1264番地、破産手続開始決定時の住所埼玉県南埼玉郡白岡町大字岡泉1264番地
破産者　中村　惠美
１　決定年月日　平成25年６月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係